

所有者不明の土地の利用促進に係る制度の創設に関する意見書

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地、いわゆる所有者不明土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールにも及ぶ所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度があり、起業者が真摯な努力をしても土地所有者の氏名又は住所を確知できない場合には、その調査内容を簡潔に記載した書類を裁決申請書に添付するだけで収用裁決を申請できるが、登記記録の調査、登記名義人への照会、戸籍・住民票等の調査など、所有者探索に係る手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任する必要があることから、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力をかけなければならない。

よって、国においては、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、その土地を利用するために多大な時間と労力を要している現状にかんがみ、所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきであり、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3 月 19 日

秋 田 県 秋 田 市 議 会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	野	田	聖	子	様
法務大臣	上	川	陽	子	様
農林水産大臣	齋	藤		健	様
国土交通大臣	石	井	啓	一	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様